

佐賀市発注工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領

1 目的

過積載車両の通行は安全かつ円滑な交通の妨げになっているばかりではなく、橋梁及び舗装等の道路構造物並びに沿道環境に対して悪影響を及ぼしている。

このことから、過積載と疑わしい土砂等を運搬するダンプトラックの本市発注工事からの排除の一層の徹底を図るため、必要な措置を講じ、もって適正かつ円滑な工事の実施に資することを目的とする。

2 対象

佐賀市発注工事において使用するすべてのダンプトラックを対象とする。

3 過積載の定義等

(1) 過積載の定義

過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し運行する違法行為をいうが、ダンプトラックにあつては、土砂等の積載量が自動車車検証（以下「車検証」という。）に記載されている最大積載量を超えている場合を過積載とする。

なお、土砂等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第2条及び施行令第1条で規定されており、次に示すものである。

- ① 土
- ② 砂利（砂及び玉石を含む。）、碎石、碎石をアスファルト若しくはセメントにより安定処理した物又はアスファルト・コンクリート
- ③ 鉱さい、廃鉱及び石炭がら
- ④ コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これらに類する物のくず
- ⑤ 砂利状又は碎石状の石灰石及びけい砂

(2) 過積載判断の目安高

土砂等をダンプトラックで運搬する場合は、目安高として荷台枠を超えて積み込んでいる場合は、過積載と疑わしい車両と判断する。ただし、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等については塊の大きさ及び空隙等を考慮し、最大積載量の範囲で荷台枠の上端から20cmまでを目安高とする。

なお、土質条件（比重、含水比、間隙率等）により単位体積重量等に大きな変動が予想される場合には、受注者と協議し、新たに設定した目安高で判断する。その際、荷台にマーキングを行う等、確認が容易にできるようにする。

4 過積載防止対策として実施する事項

(1) 土木工事共通仕様書への記載

過積載防止を徹底させるため、「ダンプトラック等の使用」について「佐賀市土木工事等共通仕様書 共通編 総則」で、受注者に対し周知徹底を図る。

(2) 受注者への指導の徹底等

① 施工計画書への記載の確認

監督員は、以下の事項が施工計画書に記載されているか確認する。なお、記載されていない場合は記載するよう指導する。

施工計画書記載事項

・工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

土砂等の運搬に係わる契約業者の記載

※記載対象：受注者側（下請業者含む）で行う「現場内で発生する土砂等の運搬」及び「購入土砂の運搬」

・交通管理

土砂等搬入・搬出量、運搬方法、運搬経路、安全対策、過積載防止対策（積載量の管理・点検方法、工事関係者への過積載防止への周知・啓発活動）

② 災害防止協議会等における周知

請負業者間で組織された災害防止協議会等の場において、監督員は、過積載防止の取組みの周知を行う。

③ 日常の業務における対策

日常の監督業務を通じて、監督員は、過積載と疑わしい車両（購入土砂等（現場着）含む）を現場において確認（ダンプ自重計搭載車両は自重計でも積載量を確認）したときは、直ちに受注者に対して改善の指示を行い、再発防止に向けた取組の強化について速やかに改善報告書（打合せ簿）を提出させる。

なお、過積載と疑わしい車両が工事間流用による土砂等の場合は、工事間流用相手工事の発注者へ連絡する。

※ダンプ自重計：土砂等を運搬する大型自動車（最大積載量5トン以上、又は車両総重量8トン以上）のサブフレームについているメーターのことで、積載量を示すメーター。

④ 工事成績評定への適切な評価

前号の指示を行った場合は、監督員は工事成績評定において適切に評価するものとする。

・工事成績評定での評価

指示を行った場合は、考査項目別運用表の施工状況（Ⅲ．安全対策）の考査項目「過積載防止に積極的に取り組んでいる。（計量伝票等で確認）」に取り組んでいないものとして評価を行う。なお、再発を行った場合は書面（打合せ簿）による改善指示を行い、対応状況に応じてd又はe評価を行う。